

令和6年度第5回和歌山地方最低賃金審議会

議事録

開催日時 開催場所	令和7年3月7日（金） 和歌山労働総合庁舎6階会議室	午前8時29分から 午前8時50分まで	
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	定数5名 定数5名 定数5名	出席5名 出席5名 出席4名

○廣谷会長

ではただ今から令和6年度第5回和歌山地方最低賃金審議会を開催いたします。

議事に先立ち事務局から委員の交代と出席状況などについて報告をお願いします。

○事務局（谷本）

はい。そうしましたら座って説明させていただきます。

まず前回の審議会以降ですね、委員の交代がございました。

資料1を御覧ください。労働者代表委員の澤井委員が退任され、新たにU Aゼンセン和歌山県支部の芝池雅生委員に御就任いただいております。

御紹介をさせていただきます。

○芝池委員

ただ今御紹介いただきましたU Aゼンセンの芝池と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（谷本）

ありがとうございました。

では本日の出席状況につきまして、使用者側委員の畑下委員が所用のために御欠席となっております。

委員15名中、公益代表委員5名、労働者側委員5名、使用者側委員4名が出席をされており、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による定足数、各代表の3分の1以上又は全体の3分の2以上を満たしており、本会議が成立していることを報告いたします。

なお、本会議は公開となっており、傍聴公示を行いました但傍聴希望はございませんでした。

また、第2回本審開催時に和歌山県地方労働組合評議会から、和歌山県の最低

賃金を1,500円に引き上げ全国一律最低賃金制度の創設を求める要請書の署名提出がございましたが、その後追加の提出がございまして、最終的には3,622筆の提出がございましたことを報告いたします。

以上です。

○廣谷会長

それでは議題に入りますが、議題1、令和6年度の審議経過について事務局から説明をお願いします。

○事務局（谷本）

今年度の審議経過について説明をいたします。

資料2は、和歌山県の最低賃金額の推移となっています。

資料3は、直近の和歌山県の最低賃金額の改正決定の状況となっています。今年度の和歌山県最低賃金は引上げ額がプラス51円、引上げ率は5.49%、鉄鋼業最低賃金は引上げ額プラス53円、引上げ率は5.05%となっており、百貨店、総合スーパー最低賃金については今年度も改正決定がございませんでした。

資料4は、全国の答申状況です。それぞれ答申どおりの改正決定がされております。表の最下部、全国加重平均は1,055円で、昨年度から引上げ額はプラス51円となっております。

資料5は、今年度の審議経過となっています。

和歌山県最低賃金については、7月9日に改正決定諮問、7月26日に目安答申の伝達、計6回の専門部会を開き、8月5日に採決をし、引上げ額プラス51円の答申を審議会からいただき、令和6年10月1日に発効いたしました。

鉄鋼業最低賃金につきましては、計4回の専門部会を開き、10月28日に全会一致で引上げ額プラス53円の答申を審議会からいただき、令和6年12月30日に発効いたしました。

百貨店、総合スーパー最低賃金については、特別小委員会で審議をいただき、全会一致に至らず必要性有りとの結論に達し得なかったとの答申を審議会からいただいております。

また、(仮称)百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア、食料品スーパーマーケット最低賃金の新設の申出がありましたが、これについても特別小委員会で審議いただき、全会一致に至らず必要性有りとの結論に達し得なかったとの答申を審議会からいただいております。

以上、簡単ですが今年度の審議経過となります。

次に今年度の改正決定最低賃金額及び支援策の周知、広報実績について、簡単に取りまとめをさせていただきます。

右肩に委員限り1と記載した資料を御覧ください。労働局と監督署、安定所に分けて、それぞれの取組を記載しております。

9月から10月にかけて、最低賃金、中小企業支援策周知強化期間として集中的な広報を行っており、主な取組として、労働局においては、労働局幹部による労使団体、関係団体等への訪問による周知、協力要請、中小企業のための助成金、補助金等活用セミナーの開催、監督署、安定所においては、監督署長、安定所長による地元関係団体や地方自治体への訪問による周知、協力要請、安定所長による地元企業訪問による周知、協力要請を行っております。

また、令和7年1月からは、最低賃金の履行確保に係る監督指導等の集中的な取組を行っているところです。

次に委員限り2を御覧ください。業務改善助成金の申請状況につきましては、この資料のとおりとなっております。全国と和歌山がございます。

和歌山の数値を見ますと、令和7年1月末現在で既に昨年度の実績を大きく超える申請をいただいております。全国と比べますと令和7年1月末時点で、全国計21,776件、和歌山計277件となっており、全国比では1.27%となっている状況でございます。

以上、今年度の主な取組状況について報告させていただきました。

○廣谷会長

今年度の審議経過について事務局から説明がありましたが、ただ今の説明について何か御質問等ございますか。

〈質問等なし〉

○廣谷会長

ではないようですので次の議題2、令和7年度の審議日程について事務局から説明をお願いします。

○事務局（谷本）

来年度の審議日程につきまして大まかに御説明いたします。

資料6の令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表を御覧ください。

地域別最低賃金については、例年どおり10月1日発効を目指す場合ですと、8月5日の火曜日が答申期限となります。

その後、異議申出の締切日は15日間を置いて、8月21日木曜日の午前中までに異議審を開催し、結果について本省に報告をすれば、7営業日後の9月1日に官報公示、法定どおりの発効により10月1日発効となります。

ただ令和7年度は、7月頃に参議院選挙が行われる年度でありまして、中央最低賃金審議会の目安答申が遅れることも想定がされる場所ではあります。審議の円滑な進行に向けてスケジュール調整を図ってまいりたいと思いますので、御理解、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

○廣谷会長

令和7年度の審議日程について事務局から説明がありましたが、ただ今の説明について何か御質問等ございますか。

〈質問等なし〉

○廣谷会長

では特にないようですので次の議題3、特定最低賃金の改正などに関する意向表明について事務局から説明をお願いします。

○事務局（谷本）

それでは資料7、8、9、10を御覧ください。

まず令和7年2月3日付けで、基幹労連和歌山県本部委員長から和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正に関する意向表明がありました。また令和7年3月3日付けで、和歌山県小売最賃会議議長から和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正に関する意向表明、そして（仮称）和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金と、（仮称）和歌山県総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット、ドラッグストア最低賃金の新設に関する意向表明がありました。

これは来年度、特定最低賃金の改正等の申出を行おうとする関係労使が、あらかじめその意向を表明するもので、意向表明書にもありますが、例年のスケジュール感で申しますと、7月頃に改正等の申出が提出されて、第2回の本審開催時に改正等の必要性について諮問をさせていただくことになると思いますので御承知おきください。

以上です。

○廣谷会長

特定最低賃金の改正などに関する意向表明について事務局から説明がありましたが、ただ今の説明について何か御質問等ございますか。

はい。どうぞ。

○児玉委員

すみません。単純なことで申し訳ございません。

資料9と資料10と比べた時に、資料9の方の5番、構成組織が(1)から(8)までございます。資料10の方を見ますと、5番、構成組織が(1)から(7)まであるんですけど、資料10の方が対象としてドラッグストアさんが入っていて、こっちは近鉄さん、百貨店が抜けるということで使い分けが違う。そういう理解で。

○事務局（谷本）

おっしゃるとおりです。

○児玉委員

分かりました。

○廣谷会長

他に御質問等ございませんか。

よろしいでしょうか。

〈質問等なし〉

○廣谷会長

では次に議題4、その他の議題ですが、事務局から説明があると聞いていますので、事務局は説明をお願いします。

○事務局（谷本）

2点、説明をさせていただきます。

まず1点目です。和歌山地方最低賃金審議会小委員会の会議及び議事の公開に関しまして、小委員会運営規程の一部改正について御説明をさせていただきます。

資料11の和歌山地方最低賃金審議会小委員会運営規程を御覧ください。

小委員会に係る会議の公開につきましては、現在のところ小委員会運営規程第8条において会議は原則として非公開とする。また議事録及び会議資料については、小委員会運営規程第9条第2項において原則として非公開とする規定をされています。

そして、小委員会の運営については、小委員会運営規程第11条において議事及び運営に関し必要な事項は小委員会の議決に基づいて行う。また第12条におきまして規程の改廃は小委員会の議決に基づいて行うと規定されています。

最近の審議会に係る議事の公開につきましては、令和5年度中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告において、公労使三者が集まって議論を行う部分は全て公開にすべきとの見解が示され、地方においても公開することについての検討を要するとの意見が出されております。

本審及び専門部会におきましては、令和6年度から公労使三者が集まって議論を行う部分は全て公開としております。

この全員協議会の報告を踏まえて、来年度開催が予定されます第1回本審及び特別小委員会にて、来年度の特別小委員会の会議、議事の公開等につきまして、御検討をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○廣谷会長

今のは当然、来年度、それを審議するということですね。

○事務局（谷本）

そうです。

○廣谷会長

では和歌山県最低賃金審議会小委員会の会議、議事の公開及び運営規程の一部改正について事務局から説明がありましたが、ただ今の説明について何か御質問等ございますか。

〈質問等なし〉

○廣谷会長

そうしたら。

○事務局（谷本）

ありがとうございます。

そうしたら次に2点目です。委員の任期満了と次期委員の任命等につきまして御説明をいたします。資料はございません。

現在の最低賃金審議会の委員の皆様の任期につきましては、令和5年5月17日から令和7年5月16日までの2年間となっております。

任期途中で交代されました委員につきましても、前任者の残余期間ということになりますので、同じく今年5月16日までとなります。

2年間にわたり審議会の運営と賃金行政の推進に御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

続きまして次期の委員の任命に関し、労働者側、使用者側の委員につきまして

は公示を行い、関係労働団体、関係使用者団体に推薦を求めることとなっており、会議終了後に公示を行う予定としております。公示期間は3月31日までとなります。この間に推薦いただいた方々の中から適任の方を労働局長が任命することとなりますので、よろしく願いいたします。

また、公益代表委員につきましては特に推薦の手続等の要件はございません。労働局長が公益代表委員として適任と思われる方に委嘱をさせていただくこととなります。

以上です。

○廣谷会長

事務局から委員の任期満了及び次期委員の任命などについて説明がありましたが、ただ今の説明について御質問等ございますか。

〈質問等なし〉

○廣谷会長

ではないようですので最後となりますが、局長から御挨拶があると聞いておりますので、局長、よろしく願いします。

〈局長挨拶〉

○廣谷会長

それでは以上をもちまして本日の会議は終了となります。

今年度の審議会はこれで最後となりますが、円滑な審議に御協力いただき誠にありがとうございました。